TDB Business View
2026/11/06

採用時の最低時給 1,147円、2年連続で上昇も、賃上げ余力は低下

最低賃金の引き上げペース 「速すぎる」50.1%、「妥当」30.1%

四国地区・最低賃金に関する企業の実態調査（2026年9月）

帝国データバンク

本件照会先
担当：須賀原　欣彦、杉島　宏基
株式会社帝国データバンク　高松支店
TEL：087-851-1571
FAX：087-851-3837

発表日
2026/11/06

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

四国地区の企業が従業員を採用する際の最低時給は平均1,147円で、前年を53円上回り、2年連続で上昇した。企業が事業を継続しながら支払えると考える最低時給の上限は平均1,201円だった。また、近年の引き上げペースを「速すぎる」とした企業は50.1%と半数を上回り、賃金上昇への対応が企業経営の課題となっている。

※株式会社帝国データバンク高松支店は、四国地区に本社が所在する856社を対象に、最低賃金に対する企業の実態についてアンケート調査を実施した。
調査期間：2026年9月14日～9月30日（インターネット調査）
調査対象：四国地区に本社が所在する856社、有効回答企業数は339社（回答率39.6%）

従業員採用時の最低時給は平均 1,147 円
賃金の引き上げが進む一方、賃上げ余力の低下が続く

正社員、非正社員を問わず、企業が従業員を採用する際の最も低い時給[1]（以下、最低時給）を四国地区の企業に尋ねたところ、全体平均は 1,147 円となり、前回調査（2025 年 9 月）から 53 円上昇した。

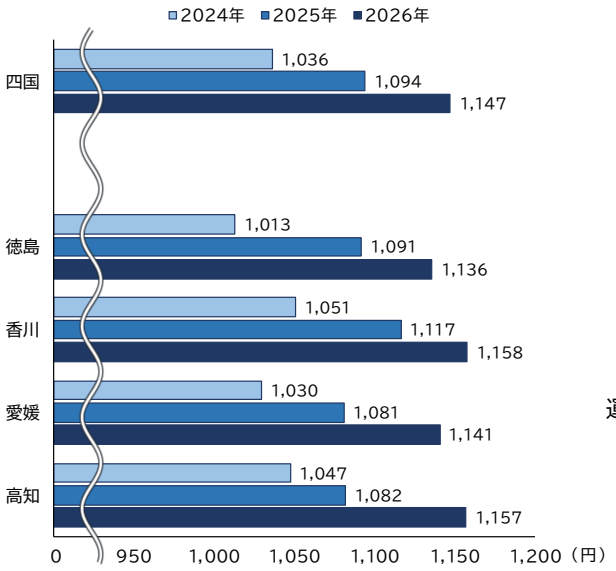
採用時の最低時給そのものは上昇しているものの、企業からは、「売上の伸びが人件費の上昇に追いついておらず、経営上の大きな負担となっている」（小売、愛媛県）との声が複数聞かれ、徐々に賃上げ余力が低下している様子がうかがえる。

主要 7 業界別にみると、採用時の最低時給が最も高いのは『不動産』（1,204 円）となり、次いで『建設』（1,189 円）、『卸売』（1,147 円）、『製造』（1,144 円）が続いた。

他方、最低時給が低い水準にある業界では、賃金上昇分を価格転嫁しにくい状況がうかがえる。企業からは、「中小企業は未だ価格転嫁に苦戦している。人件費以外も大幅に高騰しているなか、人件費までこのペースで上がると、地方の衰退は止められない」（小売、徳島県）との声が寄せられた。

最低賃金と最低時給の推移

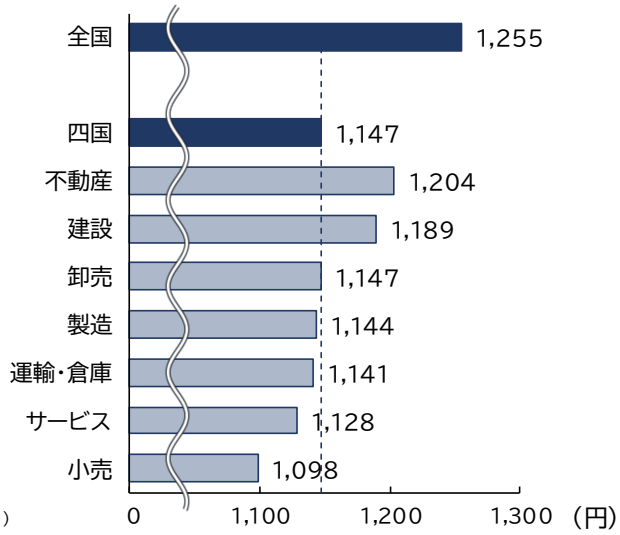
年別　最低時給の推移



注：母数は、有効回答のうち集計可能な四国の企業、2024年273社、2025年296社、2026年265社

2026 年

採用時の最低時給 ～主要 7 業界別～



注：母数は、有効回答企業339社のうち、集計可能な企業265社

[1] 従業員を採用するときの最も低い時給の平均値で、小数点第 1 位を四捨五入している。なお、日給・週給・月給の場合は、時給に換算している

全国都道府県別の最低時給、東京都が 1,410 円でトップ

最低時給を全国都道府県別で比較すると、「東京都」が 1,410 円で最も高く、次いで「神奈川県」が 1,381 円、「埼玉県」が 1,322 円、「大阪府」が 1,318 円となった。一方で、最も低かったのは「鳥取県」の 1,107 円で、「秋田県」が 1,119 円、「鹿児島県」が 1,123 円と続いた。最も高い「東京都」と最も低い「鳥取県」では 303 円の差があり、採用時の最低時給には地域によって大きな開きがみられた。

各都道府県の最低時給と最低賃金の差額をみると、「東京都」が 130 円で最も大きく、次いで「埼玉県」が 126 円、「福井県」が 121 円となった。他方、「鳥取県」は 17 円にとどまり、「秋田県」が 29 円、「徳島県」と「鹿児島県」がそれぞれ 33 円だった。東京の近隣県では、最低時給を東京の水準に合わせないと人が集まらないために、差額が大きくなる傾向となっている可能性がある。

最低賃金と最低時給　一覧 ～都道府県別～

（単位：円）

都道府県	最低賃金	最低時給	差額	都道府県	最低賃金	最低時給	差額
北海道	1,131	1,212	81	滋　賀	1,136	1,213	77
青　森	1,090	1,146	56	京　都	1,180	1,247	67
岩　手	1,090	1,126	36	大　阪	1,231	1,318	87
宮　城	1,098	1,169	71	兵　庫	1,172	1,246	74
秋　田	1,090	1,119	29	奈　良	1,107	1,218	111
山　形	1,092	1,128	36	和歌山	1,101	1,165	64
福　島	1,094	1,158	64	鳥　取	1,090	1,107	17
茨　城	1,136	1,196	60	島　根	1,092	1,147	55
栃　木	1,125	1,205	80	岡　山	1,104	1,178	74
群　馬	1,120	1,206	86	広　島	1,141	1,218	77
埼　玉	1,196	1,322	126	山　口	1,101	1,210	109
千　葉	1,195	1,298	103	徳　島	1,103	1,136	33
東　京	1,280	1,410	130	香　川	1,092	1,158	66
神奈川	1,279	1,381	102	愛　媛	1,093	1,141	48
新　潟	1,108	1,154	46	高　知	1,086	1,157	71
富　山	1,119	1,216	97	福　岡	1,114	1,202	88
石　川	1,113	1,201	88	佐　賀	1,095	1,185	90
福　井	1,112	1,233	121	長　崎	1,087	1,130	43
山　梨	1,113	1,195	82	熊　本	1,092	1,159	67
長　野	1,117	1,205	88	大　分	1,096	1,180	84
岐　阜	1,121	1,191	70	宮　崎	1,085	1,153	68
静　岡	1,154	1,204	50	鹿児島	1,090	1,123	33
愛　知	1,195	1,260	65	沖　縄	1,086	1,180	94
三　重	1,143	1,193	50	全体	1,177	1,255	78

注1：最低賃金は、「地域別最低賃金の全国一覧」（厚生労働省ホームページ）より引用
注2：最低時給は、従業員を採用するときの最も低い時給の平均値で、小数点第1位を四捨五入したもの
注3：最低時給の母数は、有効回答企業1万235社のうち集計可能な企業7,899社
注4：青色の網掛けは「全国」を除く値が大きい上位3都道府県、赤色の網掛けは下位3都道府県を示す

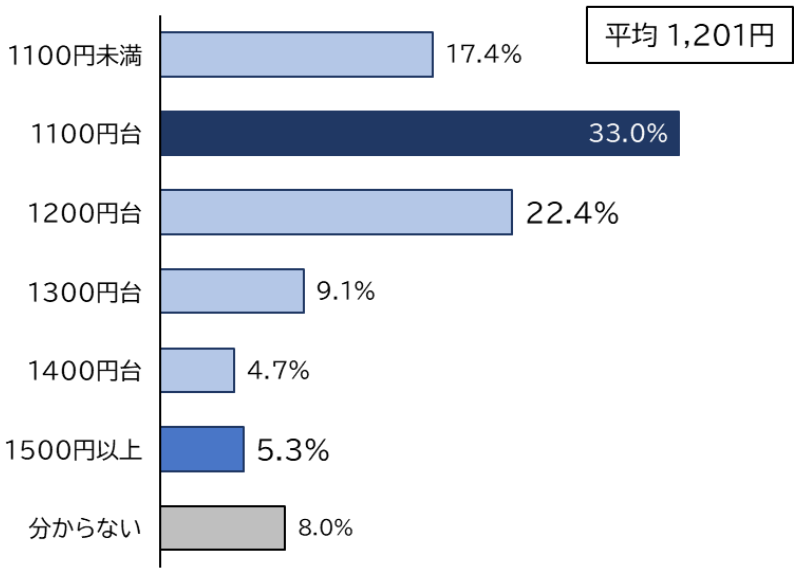
企業が支払い可能と考える最低時給の上限、平均 1,201 円

四国地区の企業に、事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限を尋ねたところ、平均は 1,201 円となり、採用時の最低時給 1,147 円を 54 円上回った。両者の平均額は比較的近く、企業の採用時給が、企業自身が想定する最低時給の上限に近い水準となっている可能性が示された。

また、上限額を『1,200 円台以下』（「1,100 円未満」「1,100 円台」「1,200 円台」の合計割合）とした企業は合計 72.8%と 7 割強を占めた一方、「1,500 円以上」は 5.3%にとどまった。政府が遅くとも 2030

年代前半までのできる限り早期に全国平均 1,500 円の達成を掲げるなか、現時点では、四国地区の企業が事業を継続しながら支払えると考える水準との間に隔たりがあることがうかがえる。企業からは、「売上、利益が減少するなか、中小企業における賃上げは難しい。最低賃金の引き上げは、収益の圧迫要因である」（サービス、徳島県）との声が聞かれた。販売単価が上がらない一方でコスト負担が増し、賃上げ原資の確保に苦慮する企業の状況が表れている。

事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限



注1：母数（有効回答企業）は、339社
注2：平均額は、各選択肢の中間値に各回答者数を乗じ加算したものから全回答者数で除して算出（「分からない」は除く）

最低賃金の引き上げペース、50.1%が「速すぎる」

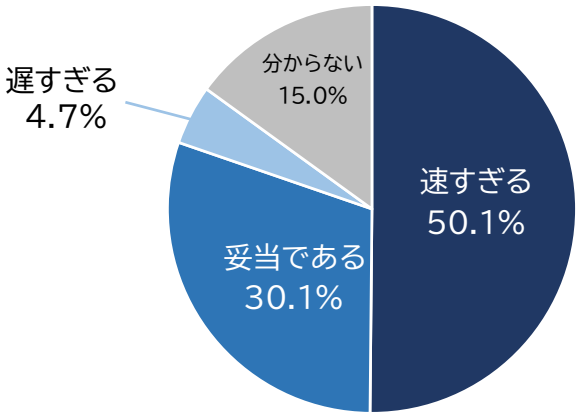
近年の最低賃金の引き上げペースについて四国地区の企業に尋ねたところ、「速すぎる」が 50.1%で最も多く、「妥当である」は 30.1%、「遅すぎる」は 4.7%、「分からない」は 15.0%だった。2024 年以降、四国地区各 4 県の最低賃金は毎年 50 円を超える引き上げが続くなか、半数の企業が現在のペースを速いと受け止めている。

主要 7 業界別にみると、「速すぎる」では、『運輸・倉庫』で 62.5%と最も高く、次いで『サービス』が 62.0%、『製造』が 58.0%、『小売』が 56.4%となり、4 業界で半数を超えた。一方で、『不動産』では「妥当である」が 22.2%となり、「速すぎる」の 11.1%を 11.1 ポイント上回った。

企業からは、「最低賃金の引き上げペースが速く、社内規定や各種手当なども含めて改定する必要があるが、事務処理が追いつかない。価格上昇分を転嫁する必要があるものの、取引先の理解を得られておらず、公共工事の発注金額も上昇率に見合っていないと感じる」（建設、高知県）との声が聞かれた。引き上げの頻度や幅だけでなく、企業が賃金体系や取引価格を見直すための時間も、ペースを評価するうえで重要な要素となっている。

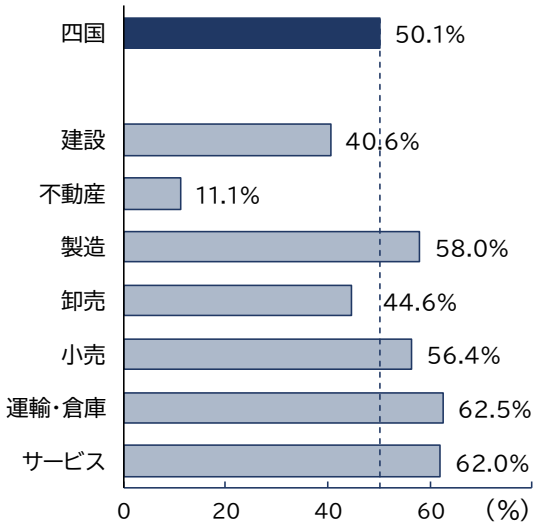
最低賃金の引き上げペースへの判断

最低賃金の引き上げペース



注1：母数（有効回答企業）は、339社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

「速すぎる」の割合 ～主要 7 業界別～



まとめ

四国地区の企業が従業員を採用する際の最低時給は平均 1,147 円となり、2 年連続で上昇した。人材確保に向けて企業が最低賃金を上回る時給を設定する一方、最低賃金の引き上げによって、その差は徐々に縮まっている。

また、四国地区の企業が事業を継続しながら支払えると考える最低時給の上限は平均 1,201 円だった。上限額を『1,200 円台以下』とした企業は 72.8%と 7 割強を占めた一方、政府が目標とする「1,500 円以上」は 5.3%にとどまった。現時点では、企業が支払い可能と考える水準と政府が目標とする全国平均 1,500 円との間には乖離がある。さらに、近年の引き上げペースを「速すぎる」とした四国地区の企業は 50.1%で最も多く、「妥当である」は 30.1%を占めた。

最低賃金の引き上げは、従業員の生活を支え、人材を確保するうえで重要となるが、企業にとっては対象者の時給を改定すれば対応が終わるものではない。新人と既存従業員との賃金差が縮まると、経験や役割に見合った評価が得られていないという不満が生じ、処遇に対する納得感を損なう可能性がある。そのため、企業には既存従業員の賃金も含め、就業規則や各種手当など賃金体系全体を見直す対応が求められる。とりわけ、販売単価や受注額の引き上げが人件費の増加に追いつかなければ、こうした見直しを含む継続的な賃上げは難しい。政府は、最低賃金の引き上げと並行して、適正な価格転嫁や労務費を反映した取引価格の形成、生産性向上･省力化などへの支援を進め、企業が賃上げの原資を継続的に確保できる環境を整えることが求められよう。

＜参考＞最低賃金の引き上げに対する企業からの主な声

	企業からの主な声	業種	所在地
ポジティブな意見	物価高に対応する賃金アップは喫緊の課題であると思う	不動産	香川県
	今の最低賃金が高いとは思わないし、もう少し上げなければいけないと思うが、それができるように値上げも認めて頂き、ウィンウィンの関係になれば良いと思う	小売	徳島県
	諸外国に対して日本の賃金は低いと思う	サービス	愛媛県
	最低賃金の引き上げは、従業員の生活安定や人材確保の面では重要だと考える	卸売	高知県
	賃金が増えれば自然と税収や保険料収入が増えるわけだから、そのあたりを考慮した税制改革がなされるところまで期待したい	小売	愛媛県
ネガティブな意見	最低賃金の引き上げで、従業員やパート・アルバイトに求められるスキルや業務量の増加による負担が心配である。別会社では大幅な賃金見直しを行い、それに伴う業務負担の増加で離職者が増加したと聞く。企業側への負担を軽減する制度も一緒に考えて欲しい	農・林・水産	香川県
	中小企業の収益は改善されていないので、経営を圧迫する	建設	香川県
	人口減少や高齢化で消費が鈍化するなかで、最賃は5%上昇している。経済がついてきていないなかでの人件費・物価高騰は中小企業にとって大きな痛手となる	小売	徳島県
	賃金上昇分を価格転嫁できない個人経営や中小企業は倒産が増えると思う	サービス	高知県
	賃金上昇は物価上昇を鑑みると必要なことと思う一方、地方事業者の実態に即しているとは考えにくい	卸売	愛媛県
	飲食店では、この最低賃金でバイト等を雇っていたら利益は出ないだろうし、倒産する小売店が増えると思う	建設	愛媛県

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業（小規模企業含む）	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金 3 億円を超える」かつ「従業員数 300 人を超える」	「資本金 3 億円以下」または「従業員数 300 人以下」	「従業員数 20 人以下」
卸売業	「資本金 1 億円を超える」かつ「従業員数 100 人を超える」	「資本金 1 億円以下」または「従業員数 100 人以下」	「従業員数 5 人以下」
小売業	「資本金 5 千万円を超える」かつ「従業員数 50 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または「従業員数 50 人以下」	「従業員数 5 人以下」
サービス業	「資本金 5 千万円を超える」かつ「従業員数 100 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または「従業員数 100 人以下」	「従業員数 5 人以下」

注 1：中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位 3%の企業を大企業として区分
注 2：中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位 50%の企業を中小企業として区分
注 3：上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB 産業分類（1,359 業種）によるランキング